

## 平成29年第10回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年10月10日(火) 午前9時30分から9時55分まで

2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室

3. 出席委員 (17人)

会長 岩井 壽美雄 君	会長職務代理者 大沢 トモ子 君
3番 時田 宏 君	4番 川崎 良巳 君
5番 佐々木 一 榮 君	7番 中里 光明 君
8番 竹原 誠 君	9番 佐々木 喜克 君
10番 鈴木 幸雄 君	11番 三浦 弘文 君
12番 豊川 敏雄 君	13番 鳥谷部 甚一郎 君
14番 北村 勉 君	15番 柏田 雅俊 君
16番 森田 英里子 君	18番 三浦 房雄 君
19番 中川原 隆雄 君	

4. 欠席委員 (2人)

6番 高村 國昭 君	17番 鳥谷部 孝雄 君
------------	--------------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理  
について

第4 議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第50号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計  
画の承認について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	竹 洞 晴 生 君
事務局次長・総務班長事務取扱	赤 坂 真 弓 君
主 幹	黒 沢 満 尋 君
主 幹	早 狩 千 春 君

7. 会議の概要

**会 長（岩井）** ただ今から平成29年第10回総会を開会いたします。  
本日は、大変お忙しいところ御参集くださいまして厚くお礼申し上げます。  
本日の総会の議事日程はお手元に配布してありますとおり、報告第19号の1件及び議案第49号と第50号の2件です。  
よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

**事務局（竹洞）** 本日は、6番 高村國昭 委員、17番 鳥谷部孝雄 委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。  
出席委員は19名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。  
それでは、五戸町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行をお願いいたします。

**議 長（岩井）** これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。  
五戸町農業委員会会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議 長（岩井）** それでは、2番 大沢 トモ子 委員  
8番 竹原 誠 委員  
をお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には事務局職員の赤坂真弓事務局次長・総務班長事務取扱と早狩千春主幹を指名いたします。

**議 長（岩井）** それでは、日程第2、業務報告について、事務局より説明をお願いします。

**事務局（赤坂）** 〔業務報告の朗読及び説明〕

**議 長（岩井）** ただ今の業務報告及び説明について発言のある方は挙手をお願いします。

**18番（三浦房）** 私から補足説明させていただきます。  
〔相続未登記農地等の活用検討に関する意見交換会の報告〕

**議長（岩井）** その他、発言のある方。

（発言なし）

**議長（岩井）** 無いようですので、以上で日程第2の業務報告を終わります。

**議長（岩井）** 次に、日程第3、報告第19号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題に供します。

**事務局（竹洞）** 報告第19号につきましては、1番が●●●●委員、2番と3番が●●●●委員に関する事案となっており、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与が制限される場所ですが、報告事案でもあることから、両委員には参考人としてこのまま着席いただき、議事を進めたいと思っておりますがいかがでしょうか。

**議長（岩井）** 議案ではないということもありますので、参考人として着席いただくということによろしいですか。

（異議なし）

**議長（岩井）** それでは両委員着席のまま議事を進めます。報告第19号について事務局の説明をお願いいたします。

**事務局（早狩）** 議案書の1ページ報告第19号と参考資料の1ページをご覧ください。

1番の農地の所在は大字豊間内字下源兵衛●●●、畑、面積は4,325平方メートル、賃貸人と賃借人はご覧のとおりです。合意解約の理由は、賃借人の変更により合意解約になっています。

2番、3番の農地の所在は、大字倉石又重字中崎●●●、字中崎●●●、字前田内沢●●●、字前田内沢●●●の4筆で、賃貸人と賃借人はご覧のとおりで、合意解約の理由は、人手不足により合意解約になっています。以上です。

**議長（岩井）** ただ今の報告第 19 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

（質問・意見なし）

**議長（岩井）** よろしいですか。無いようですので、以上で報告第 19 号を終わります。

**議長（岩井）** ここで農地調査会、今月の担当調査委員は  
4 番 川崎良巳 委員、  
1 3 番 鳥谷部 甚一郎 委員です。  
調査委員席に着席ください。

（調査委員着席）

**議長（岩井）** それでは、日程第 4 の議案第 49 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題に供します。  
事務局より説明をお願いします。

**事務局（早狩）** はい。それでは、議案書の 2 ページ議案第 49 号をご覧ください。

今月の農地法第 3 条許可申請は 1 議案 4 件です。

1 番・2 番は売買による所有権移転に関する件、3 番は使用貸借に関する件、4 番は贈与による所有権移転に関する件です。

1 番から 4 番までは、別添調査書にありますとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当するものではありません。

ともに経営規模拡大と農業経営の安定を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件を満たしていると考えます。

参考に売買価格をお知らせします。1 番の売買価格は●●●円、10 アールあたりにしますと●●●円、2 番の売買価格は●●●円、10 アールあたりにしますと●●●円。以上です。

**議長（岩井）** ただ今の説明に関連して、担当調査委員を代表して川崎良巳委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

**川崎良巳調査委員** それでは、農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。総会提出議案書の2ページ議案第49号と参考資料の7ページをご覧ください。10月2日に、岩井会長と鳥谷部甚一郎委員及び事務局職員2名で現地調査を行いました。

1番は、譲渡人が農協職員との兼業で、農協の仕事が忙しくなってきたため、所有農地のすべてを耕作することが難しくなり、親戚である譲受人が農地を探していることを知って、その一部を売買するものです。譲受人はニンニクを作付けするそうです。

2番の譲受人は、会社の経営を息子に譲ったのを契機に農業を始めようとしており、会社に隣接する畑の所有者である譲渡人に借受けを申し出たところ、譲渡人が売買を希望したため、買い受けるものです。譲受人は大根・キャベツ等の野菜を作付けするそうです。

3番は、2番の譲受人が下限面積を満たすため、長男が所有する農地の一部を借り受けるものです。借受人は豆類を作付けするそうです。

4番は、父親から同一世帯の息子への生前一括贈与です。譲受人は従来どおり耕作するそうです。

以上で調査結果の説明を終わります。

**議長（岩井）** ありがとうございます。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**19番（中川原）** 確認ですが、2番の●●●●さん、新規就農とあるんですが、面積的にも少ないような感じがいたします。新規就農でございますから土地は持っていないということだと思いますが、これで取得できますか。

**事務局（早狩）** 3番と合わせて下限面積を満たしています。

**19番（中川原）** はい、わかりました。ついぞと言っては何ですが、何を作付けするのかお知らせいただけますか。

**事務局（早狩）** 3番の方には豆類を作付けして、2番はキャベツや大根等の野

菜を作付けする計画ですが、2番の農地は面積も小さいので、おそらく自家用野菜だと思われます。

**議長（岩井）** そのほか質疑ございませんか。

（質疑なし）

**議長（岩井）** それでは採決いたします。

議案第49号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

**議長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第49号は原案のとおり決定いたしました。

農地調査委員の方々、ご説明ありがとうございました。指定席にお戻りください。

**議長（岩井）** 次に、議案第50号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題に供します。

事務局より説明をお願いします。

**事務局（黒沢）** 議案書の5ページ議案第50号をご覧ください。

五戸町長より平成29年9月25日付け五農林第255号で、農用地利用集積計画の決定を求められています。1議案6件で、面積の合計は27,402平方メートルです。

1番の所在は、大字倉石中市字長坂の畑2筆で、合計面積は2,110平方メートル、10年間の使用貸借です。

2番の所在は、大字倉石又重字伊藤谷地の田1筆で、面積は1,336平方メートル、5年間の賃貸借になります。

3番の所在は、字上新井田前の田6筆になります。3番の所在地については、5ページと次の6ページをご覧ください。合計面積5,329平方メートルで、5年間の賃貸借になります。

1、2番については新規、3番については再設定となっております。

4-1から4-3までについては、中間管理機構への新規

での貸出しになります。

4-1 の所在は、大字浅水字西勝田で地目は田、2筆で、合計面積は4,265平方メートルで、10年間の使用貸借になります。

4-2 の所在は、大字扇田字下関川の畑となり、面積は1,380平方メートル、こちらは5年間の使用貸借となります。

4-3 の所在は、大字上市川字内窪が3筆と字中筒が1筆の合計4筆となり、地目は畑、合計面積は12,982平方メートルとなり、こちらは10年間の使用貸借となっております。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

**議長（岩井）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（質問・意見なし）

**議長（岩井）** よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第50号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

**議長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第50号は原案のとおり承認されました。

**議長（岩井）** 以上で、本日の審議事項はすべて終了いたしました。

これをもちまして、五戸町農業委員会第10回総会を閉会いたします。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

平成29年10月10日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員